

平成 26 年 2 月 18 日

未公開株の販売を委託されたと偽る 「株式会社なでしこグループ」に関する注意喚起

平成 25 年 8 月以降、委託されたと偽って未公開株を販売する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社なでしこグループ」（以下「なでしこグループ」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

（注意喚起の要旨）

- なでしこグループは、釧路ケーブルテレビ株式会社（以下「釧路ケーブルテレビ」といいます。）から委託を受けて近く上場予定の釧路ケーブルテレビの株式を販売する旨を記載した資料を消費者宅に送付しています。
- その資料の送付時期と前後し、消費者宅になでしこグループとは別の事業者から「釧路ケーブルテレビの株を買えば必ず儲かる。」、「パンフレットが届いた人しか購入の申込みができないので当社の代わりに申し込んでくれませんか。」などと勧誘があります。
- 未公開株の購入について代理申込みを行った消費者に、金融機関の担当者を名乗る者から「名義貸しの振込は犯罪になるので警察が介入します。」「警察が介入するので口座を凍結した。」との連絡があり、その後、消費者はなでしこグループの担当者から「口座が凍結されたのはあなたの責任だ。」などと言われ、口座凍結が解除されるまで株式の購入代金を立て替えるように要求されます。
- なでしこグループは、口座が利用できないという理由から担当者を消費者の自宅近くまで派遣し、消費者から直接現金を受け取っています。
- 当庁が調査したところ、釧路ケーブルテレビは、北海道釧路市所在の会社ですが、なでしこグループとは無関係であり、近く上場する予定などないことも分かりました。また、なでしこグループが所在地としている場所には、その事業に関わる拠点は存在していません。
- なでしこグループから株式購入に関する勧誘資料が送付されたり、別の事業者から代理申込みの依頼を受けても、その勧誘には決して応じないようにしましょう。
- 当庁では、なでしこグループのほかにも釧路ケーブルテレビの未公開株の販売を行う複数の事業者（ビジネスゲート株式会社、株式会社ひまわりネット及びオリエンタル株式会社）の情報を入手しています。今後も類似被害の発生が予想されるため、このような事業者からの勧誘には注意しましょう。釧路ケーブルテレビの株式に関することは、直接、釧路ケーブルテレビにお問い合わせください。

【釧路ケーブルテレビ 連絡先 0154-24-3320】

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

未公開株の販売を委託されたと偽る 「株式会社なでしこグループ」に関する注意喚起

平成 25 年 8 月以降、委託されたと偽って未公開株を販売する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社なでしこグループ」（以下「なでしこグループ」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社なでしこグループ
所 在 地	東京都品川区東品川 2-5-8 天王洲パークサイドビル 8 階
代 表 者	錦織 功
資 本 金	12 億円
設 立	1975 年 6 月 9 日

- ※ パンフレットに記載されている内容です。
- ※ 株式会社なでしこグループは、上記所在地に存在しません。
- ※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例（勧誘資料等の詳細は「別添資料 1」を参照）

事例

(1) 平成 25 年 8 月下旬、消費者のもとに A 社の B と名乗る者から、「青い封筒が届いていませんか。」「届いたら連絡をください。」という電話があった。

この日のうちに青い封筒が消費者宅に届いたため、この封筒を開封したところ、なでしこグループが釧路ケーブルテレビ株式会社（以下「釧路ケーブルテレビ」といいます。）の株式を販売する旨が記載されたパンフレットが入っていた【別添資料 1 参照】。

パンフレットには、「このたびのご案内」として

「このたび、私共、株式会社なでしこグループは、釧路ケーブルテレビ株式会社様より、新規事業展開に伴って、東証マザーズへの新規公開のご相談を承りました。

弊社と致しましては、釧路ケーブルテレビ株式会社様に全力でのご協力を致す所存でございます。

つきましては、釧路ケーブルテレビ株式会社様のご案内一式を是非、ご一読いただき、ご感想だけでもお聞かせいただければ幸いです。」

と記載されていた。

釧路ケーブルテレビは実在する会社だと思ったため、その会社の株式を販売するというなでしこグループについても全く疑わなかった。

(2) 封筒の届いた翌日にBから電話があり、「近く上場予定の釧路ケーブルテレビの株を買えば必ず儲かるので当社が買いたい。」、「パンフレットが届いた人しか購入の申し込みができないので当社の代わりに申し込んでくれませんか。」、「お金はこちらで準備します。」などと株式購入の代理申込みをするよう持ちかけられた。

消費者は一旦断ったものの、「20万円の謝礼を出すので10株を申し込んでほしい。」と依頼されたため、仕方なくこれを了承し、なでしこグループに未公開株購入の申し込みをすることにした。Bは、1株当たりの価格は100万円ということだったので、10株で1000万円分を購入することになると言っていた。

(3) 翌日、なでしこグループの営業担当者のCという男性から消費者宅に連絡があり、なでしこグループは釧路ケーブルテレビから委託されて株式を販売していると説明された。

消費者はBから言われたとおり10株を申し込み、Cから振込先としてD銀行の口座を指定された。

Bにこの振込先を伝えると、その日のうちに1000万円を振り込んだという報告を受けた。

(4) 後日、消費者宛てにD銀行監査室を名乗る者から電話があり、なでしこグループに対する振込について聞かれたため、代理申込みのことについて話をすると「名義貸しの振込は犯罪になるので警察が介入します。」「警察が介入するので口座を凍結します。」などと言われた。

(5) D銀行から電話があった次の日、なでしこグループのCから消費者宅に連絡があった。

なでしこグループにもD銀行から電話があったと言われ、「口座が凍結されたのはあなたの責任だ。」と責められた。株式の購入契約は決定していることから、口座凍結が解除されるまでの間、とりあえず消費者が1000万円を立て替えるように迫られた。

結局、Cが「社員が釧路ケーブルテレビの株を買うことは禁止されていますが、私が少し負担することにします。ただ、私が買うことは誰にも言わないでください。」と言って、1株分100万円を支払ってくれることになったため、消費者は残りの9株分900万円を負担することにした。Cから「口座が凍結されているので、家の近くの駅まで代金を取りに行きます。」と言われ、消費者は、断り切れずにこれを了承し、定期預金を解約して9株分900万円を準備した。

(6) 翌朝、なでしこグループのEという担当者が消費者宅の近くまで代金を取りに来ることとなり、消費者の自宅近くの駅で待ち合わせることになった。

消費者はこの駅でEに900万円を渡し、9株の株券を譲り受けた。

(7) その日にCの上司を名乗る者から電話があり、Cが自ら株式を購入したことが発覚したため、1か月間の謹慎処分になったと聞いた。消費者は、Cに対して責任を感じていたところ、この上司からCの責任を取って更に株式を買うように要求された。仕方なく支払の手続を進めようとしたところ、家族が消費者の株購入に気が付き、消費生活センターに相談した。

3. 事例の特徴

- なでしこグループは、釧路ケーブルテレビから委託を受けて近く上場予定の釧路ケーブルテレビの株式を販売する旨を記載した資料を消費者宅に送付しています。
- その資料の送付時期と前後して、消費者宅になでしこグループとは別の事業者から「釧路ケーブルテレビの株を買えば必ず儲かる。」、「パンフレットが届いた人しか申し込みができないので当社の代わりに申し込んでくれませんか。」などと勧誘があります。
- 未公開株の購入について代理申込みを行った消費者に、金融機関の担当者を名乗る者から「名義貸しの振込は犯罪になるので警察が介入する。」、「警察が介入するので口座を凍結した。」との連絡があり、その後、消費者はなでしこグループの担当者から「口座が凍結されたのはあなたの責任だ。」などと言われ、口座凍結が解除されるまで株式の購入代金を立て替えるように要求されます。
- なでしこグループは、口座が利用できないという理由から担当者を消費者の自宅近くまで派遣し、消費者から直接現金を受け取っています。

4. 当庁が確認した事実

- パンフレットに記載されているなでしこグループの所在地に赴いたところ、なでしこグループとは一切関係のない別の事業者が入居しており、同所在地には、なでしこグループの拠点が存在しないことが分かりました。
- 釧路市所在の釧路ケーブルテレビは、本件について、
 - ・なでしこグループという会社とは一切関係がなく、代表者とされる錦織功という人物とも全く面識はない。
 - ・当社は、東証マザーズをはじめ、どの株式市場にも株式を上場する予定はなく（平成26年1月時点）、過去においてもそのような計画を立てたことは一度もない。よって、なでしこグループを含め他の事業者に自社の株式の販売について委託したことはないし、今後も他の事業者に株式の販売について委託する予定はない。
 - ・なでしこグループはパンフレット中に当社の会社概要を記載しているが、設立年月日、資本金等の複数の項目において事実と異なる。当社が新規事業として福祉関連事業を行う旨も記載されているが、その予定は全くない。
- と当庁に説明しています。
- 他社の未公開株の販売等を行うためには金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の登録が必要ですが、なでしこグループは同法に基づく登録がなされていませんでした。
- 当庁では、釧路ケーブルテレビの未公開株を販売する事業者について、なでしこグループのほか、次の3事業者の情報を入手しています。いずれの事業者についても所在地に事業の拠点は存在せず、釧路ケーブルテレビとは一切関係がないことが分かりました。

名 称	ビジネスゲート株式会社
所 在 地	東京都港区赤坂1-12-32 赤坂アークヒルズ12階
代 表 者	河野 正雄

名 称	株式会社ひまわりネット
所 在 地	東京都港区六本木 2-1-18 アルカンタービル 17 階
代 表 者	坂東 浩二
名 称	オリエンタル株式会社
所 在 地	東京都新宿区西新宿 1-5-11 新宿三葉ビル 5 階
代 表 者	齊藤 一

- ※ 全てパンフレットに記載されている内容です。
- ※ これらの事業者は、全て上記所在地に存在しません。
- ※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

5. 消費者へのアドバイス

- 前記調査結果を踏まえると、なでしこグループは販売委託について偽る悪質な事業者です。なでしこグループから株式購入に関する勧誘資料が送付されたり、別の事業者から代理申込みを依頼されても、その勧誘には決して応じないようにしましょう。
- 釧路ケーブルテレビの未公開株は譲渡制限が付されており、株主になるためには取締役会の承認が必要です【別添資料2参照】。釧路ケーブルテレビの株式に関することは、直接、釧路ケーブルテレビにお問い合わせください。
 - 釧路ケーブルテレビ
電話番号 0154-24-3320
- 未公開株の購入を巡っては、実際には上場する予定がないにもかかわらず、上場予定と偽って勧誘するトラブルなどが多く見られます。未公開株は実際に上場されなければ、売買を成立させることは極めて困難であり、これを換金する方法はほとんどありません。
金融庁が未公開株購入の勧誘に対する注意喚起を行っていますので御参考ください。
 - 金融庁 未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/>)
- 代理申込みを行った消費者をトラブルに巻き込み、その解決のために現金を支払わせるケースが多く発生しています。特に現金の支払方法は、現金郵送や自宅等まで現金を直接取りに来るものが目立っています。消費者に大金を用意させ、その扱いについて事業者が指示するなど、取引に関して不審な点があったり、脅すような口調で金銭の支払いを要求された場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。
 - 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターを御存知でない場合）
電話番号 0570-064-370
 - 警察相談専用電話
電話番号 #9110
- このほか、日本証券業協会では、専用相談窓口において未公開株や社債等に関する相談を受け付けています。
 - 日本証券業協会未公開株通報専用コールセンター
電話番号 0120-344-999
(http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html)

(以 上)